

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設
及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定避難所については、災害対策基本法や防災基本計画、関係する指針等において、指定基準や求められる設備等が定められているところですが、過去の災害において、避難所が浸水した事例や停電等が発生した事例がみられたところです。

内閣府では、全国の地方公共団体における指定避難所について、立地状況や防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

また、調査結果を踏まえ、今後、地方公共団体において御留意いただきたい点を下記のとおり整理しました。各地方公共団体におかれましては、下記のことには留意し、指定避難所を災害時に適切に開設・運用するとともに、平時から国の財政支援制度（参考資料）を活用しつつ、近隣の公共施設や民間事業者とも連携し、防災機能設備等の強化を一層推進するようお願いいたします。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 指定避難所の指定や、平時における準備、災害発生時の開設等に当たっては、以下のことを留意の上、検討、実施すること。
 - 災害対策基本法施行令において、指定避難所の基準として「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」（第 20 条の 6 第 3 号）とされていること。
 - このため、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発

生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望ましいこと。現に指定している場合は、代替施設を確保することにより指定を取り消ししている例もあり、このような対応も考えられること。

- やむを得ず指定している場合には、開設する災害の種類を想定するとともに、災害の状況や施設・敷地の被害等の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行った上で開設すること。
- 風水害の場合に、想定浸水水位（※）以上の階などを避難所として開設することとする場合には、①備蓄倉庫を想定浸水水位以上の階に設置すること、あるいは備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制を整えておくこと、②受変電設備の浸水対策（洪水や高潮に対して安全な高い場所に嵩上げ・移設）等を行うこと。その際、緊急防災・減災事業債が活用できること。また、浸水時は浸水する避難所の避難スペースが減少することから、可能な限り多くの避難所を確保すること。

※「想定される洪水等の水位」を指す。

2. 指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等（参考資料）を活用し、充実強化を推進すること。

防災機能設備等を指定避難所等に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと。

3. 災害用の物資の備蓄等については、平時から「物資調達・輸送調整等支援システム」に在庫状況等を適切に入力することにより、災害時における物資調達等に係る迅速かつ的確な判断が可能となるほか、国が物資支援を行う場合に円滑な調整・判断が可能となることから、同システムを積極的に活用した物資管理に取り組まれないこと。

（参考）

○内閣府（防災担当）

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月（平成 28 年 4 月改定））

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>

- ・避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf

- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf

○文部科学省

- ・避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（令和2年3月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html
- ・台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（令和2年3月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html
- ・学校施設の水害・土砂災害対策事例集（令和3年6月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00001.html

○国土交通省

- ・防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集（新築版）（平成30年5月）
<https://www.mlit.go.jp/common/001292553.pdf>
- ・防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集（追補版）（令和元年6月）
<https://www.mlit.go.jp/common/001308896.pdf>
- ・下水道：災害時に使えるトイレについて
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_00041_1.html

○水産庁

- ・災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成24年3月（令和4年3月に改訂予定））
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_guideline/index.html

【連絡先】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、長谷川、村上
TEL 03-3501-5191 FAX 03-3502-6034

指定避難所の立地及び防災機能設備等の確保状況に関する調査の結果について

1. 調査の項目

○調査対象：全国の地方公共団体における指定避難所

○調査時点：指定避難所の立地状況、及び防災機能設備等の確保状況は、令和2年10月1日現在
但し、備蓄の状況は、令和3年8月6日現在

○調査内容

- ・指定避難所の立地状況
- ・浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内にある指定避難所の災害時の開設・運用の方針
- ・指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況
※防災機能設備等を敷地内に確保しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、防災機能設備等を優先して利用できることとなっている指定避難所
※備蓄の状況は、物資調達・輸送調整等支援システムに入力されている情報を基に集計している

2. 指定避難所の数 79,285か所

3. 指定避難所の立地状況

	全国の指定避難所数	該当数	割合
浸水想定区域内に立地	79,285	24,254	30.6%
土砂災害警戒区域内に立地		11,959	15.1%
津波災害想定区域内に立地		3,984	5.0%

4. 指定避難所の発災時の開設・運用の方針

<風水害>

○指定避難所の立地状況

	指定避難所数	割合
全国の指定避難所数	79,285	—
(1) 浸水想定区域内に立地する指定避難所	24,254	30.6%
(2) 土砂災害警戒区域内に立地する指定避難所	11,959	15.1%

○指定避難所の開設・運用の方針

	市町村数	割合
全国の市町村数	1,741	—
(1) 浸水想定区域内に立地する場合	1,257	72.2%
ア. 原則として開設しない（避難所として想定していない）	318	18.3%
イ. 避難所として使用する場合には、災害の状況や施設・敷地等の被害の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行い、想定浸水水位以上の階などを開設する	933	53.6%
ウ. その他 ※1	6	0.3%
(2) 土砂災害警戒区域内に立地する場合	1,123	64.5%
ア. 原則として開設しない（避難所として想定していない）	310	17.8%
イ. 避難所として使用する場合には、災害の状況や施設・敷地等の被害の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行い、開設する	796	45.7%
ウ. その他 ※2	17	1.0%

※1 広域避難についても検討している、浸水想定区域外の建物の部分を使用するなど

※2 土砂災害警戒区域外の建物の部分を使用するなど

<地震>

○指定避難所の立地状況

	指定避難所数	割合
全国の指定避難所数	79,285	—
(1) 土砂災害警戒区域内に立地する指定避難所	11,959	15.1%
(2) 津波災害警戒区域内に立地する指定避難所	3,984	5.0%

○指定避難所の開設・運用の方針

	市町村数	割合
全国の市町村数	1,741	—
(1) 土砂災害警戒区域内に立地する場合	1,123	64.5%
ア. 原則として開設しない（避難所として想定していない）	160	9.2%
イ. 避難所として使用する場合には、災害の状況や施設・敷地等の被害の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行い、開設する	954	54.8%
ウ. その他 ※3	9	0.5%
(2) 津波災害警戒区域内に立地する場合	319	18.3%
ア. 原則として開設しない（避難所として想定していない）	129	7.4%
イ. 避難所として使用する場合には、災害の状況や施設・敷地等の被害の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行い、想定浸水水位以上の階などを開設する	190	10.9%
ウ. その他	0	0.0%

※3 土砂災害警戒区域外の建物の部分を使用するなど

5. 指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況

防災機能設備等	指定避難所数	確保している 指定避難所数 ※1	割合	備蓄数 ※9
非常用発電機等 ※2	79, 285	45, 481	57. 4%	—
飲料水の確保対策 ※3		57, 912	73. 0%	24, 816, 912 ※10
冷房機器 ※4		46, 142	58. 2%	5, 273 ※11
暖房機器 ※5		56, 305	71. 0%	22, 602 ※12
ガス設備等 ※6		49, 382	62. 3%	392, 218 ※13
通信設備 ※7		46, 514	58. 7%	—
断水時のトイレ対策 ※8		53, 606	67. 6%	19, 416, 762 ※14

※1 防災機能設備等を敷地内や避難者が滞在することを想定している部屋等に保有しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により優先して利用できることとなっている指定避難所数

※2 自家発電設備(可搬式の発電機を含む)、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、風力発電設備、小水発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等)、蓄電池のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている避難所

※3 耐震性貯水槽(高架水槽や受水槽等)、プールの浄水装置(可搬式のもの等)、井戸等を敷地内に保有する施設のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、優先して飲料水(ペットボトル等の備蓄を含む)を確保できる避難所

※4 避難者が滞在する部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な冷房機器(可搬式のもの(スポットクーラー等)を含む)を保有する避難所(扇風機は除く)のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、冷房機器を優先して利用できることとなっている避難所

※5 避難者が滞在する部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な暖房機器(可搬式のもの(ストーブ等)を含む)を保有する施設のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、暖房機器を優先して利用できることとなっている避難所

※6 LPガス設備が設置されている避難所や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている避難所、通常時に都市ガスを利用し、災害時にLPガスを使えるようガス変換器の接続口を整備している避難所、カセットコンロ等を備蓄している避難所のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、LPガス設備を優先して利用できることとなっている避難所

※7 災害時に通信可能な設備や装置(防災行政無線、災害時優先電話、MCA無線(マルチチャンネルアクセス無線)、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等)を設置している避難所(単方向通信のものを含む)

※8 マンホールトイレや、プールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレ(配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、バケツリレーで使用する避難所は除く)がある避難所、携帯トイレや簡易トイレ等を備蓄している避難所のほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている避難所

※9 令和3年8月6日時点で物資調達・輸送調整等支援システムに入力されている情報を基に集計

※10 避難者が利用するための飲料水(ペットボトル等)の備蓄数

※11 エアコン等利用可能な空調(冷房機器)備蓄台数

※12 エアコン等利用可能な空調(暖房機器)備蓄台数

※13 カセットコンロ及びカセットボンベの備蓄数

※14 携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄数

【参考】

防災機能設備等	確保している 指定避難所数	割合
非常用発電機等	45,481	57.4%
うち非常用発電設備等を指定避難所や敷地内に保有 ※1	26,720	33.7%
うち協定等による優先利用により確保 ※2	16,361	20.6%
飲料水の確保対策	57,912	73.0%
うち耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を指定避難所の敷地内に保有	9,470	11.9%
うち協定等による優先利用により確保 ※3	22,563	28.5%
冷房機器	46,142	58.2%
うち災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等に、利用可能な冷房機器を保有 ※4	37,956	47.9%
うち協定等による優先利用により確保 ※5	11,614	14.6%
暖房機器	56,305	71.0%
うち災害時に避難者が滞在することを想定している部屋等に、利用可能な暖房機器を保有 ※6	48,892	61.7%
うち協定等による優先利用により確保 ※7	14,161	17.9%
ガス設備等	49,382	62.3%
うちガス設備を指定避難所や敷地内に設置 ※8	35,011	44.2%
うち協定等による優先利用により確保 ※9	21,047	26.5%
通信設備	46,514	58.7%
うち相互通信が可能な設備を指定避難所や敷地内に設置	36,575	46.1%
断水時のトイレ対策	53,606	67.6%
うちマンホールトイレを設置	6,745	8.5%
うち断水時にプールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレを設置 ※10	3,097	3.9%
うち協定等による、簡易トイレや仮設トイレ等の優先利用により確保 ※11	20,808	26.2%

※1 可搬式の自家発電設備、再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、風力発電設備、小水発電設備、バイオマス発電設備と燃料電池等)、蓄電池を保有する避難所

※2 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている避難所

※3 敷地外の近隣の貯水槽等や民間事業者との協定等により、優先して飲料水(お茶、経口補水液、スポーツドリンク等を含む)を確保できる避難所

※4 避難者が滞在する部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な冷房機器を保有する避難所(可搬式のもの(スポットクーラー等)を含む。扇風機は含まない)

※5 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、冷房機器を優先して利用できることとなっている避難所(可搬式のもの(スポットクーラー等)を含む。扇風機は含まない)

※6 避難者が滞在する部屋等(体育館、会議室、教室等)に、利用可能な暖房機器を保有する避難所(可搬式のもの(ストーブ等)を含む)

※7 近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、暖房機器を優先して利用できることとなっている避難所(可搬式のもの(ストーブ等)を含む)

※8 LPガス設備が設置されている避難所や、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み災害時に利用可能なガス設備が設置されている避難所、通常時に都市ガスを利用し、災害時にはLPガスを使えるようガス変換器の接続口を整備している避難所

※9 近隣の公共施設や民間業者との協定等により、LPガス設備(可搬式のものを含む)を優先して利用できることとなっている避難所

※10 配管の工夫等により使用できる避難所(パケツリレーで使用する避難所は除く)

※11 近隣の公共施設や民間業者との協定等により、簡易トイレや仮設トイレ等を優先して利用できることとなっている避難所